

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【96】
2. 日時：令和4年2月21日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、服部(靖)安全審査専門職、
山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他8名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当 他1名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（動的機能維持、既工認との手法の相違点等）について、令和4年2月15日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【弁の動的機能維持評価について】

- 別紙 2-6-13 図 一般弁（逆止弁）の評価手順について、地震時に動的機能（開閉機能）が要求されない弁は構造強度評価のみ行う手順としているが、JEAG4601の評価手順との相違点を踏まえて、当該手順の妥当性を説明すること。
- 電動弁駆動部の加振試験体の適用口径が、実機の電動弁の口径を包含しているかどうか説明すること。
- 主蒸気逃がし安全弁の加振試験（安全弁機能試験）における窒素ガス供給量と実機における蒸気供給量の差異及び、試験においては高加震状態で弁座漏えいが発生したため吹出し作動をしなかったものの、蒸気供給量等の差異を踏まえると安全弁の機能が維持されると判断し

ているとの説明の妥当性について説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし